



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

## 【特集】過労死認定基準の改正

9月、脳・心臓疾患の労災認定基準、いわゆる「過労死の認定基準」が20年ぶりに改正されました。従来までの認定基準をベースとしつつも、新たな負荷要因や対象疾病が追加されました。

労働時間だけでなく労働時間以外の負荷要因を総合評価して判断するようになりました。

改正前	改正後
時間外労働が1ヶ月100時間または2～6ヶ月の時間外労働の平均が80時間を超えているか	時間外労働が100時間／月または2～6ヶ月の時間外労働の平均が80時間以下だが、 <b>これに近い時間外労働</b> <b>and</b> <b>労働時間以外の負荷要因</b>

### 労働時間以外の負荷要因

#### 新たに追加された負荷要因

- 休日のない連続勤務
- 勤務間インターバルが短い業務
- 事業場外における移動を伴う業務
- 心理的負荷を伴う業務
- 身体的負荷を伴う業務

### 労災認定判断のフローチャート

- ①異常な出来事（例）  
業務に関連した重大な人身事故  
や重大事故に直接関与した
- ②短期間の加重業務（例）  
発症直前から前日までの間に特に過度の長時間労働が認められる場合
- ③長期間の加重業務（例）  
発症1～6ヶ月前の時間外労働の状況

労働時間以外の負荷要因

判定



### ここがポイント

#### ● 改正の背景

今回の認定基準の改正は、労災認定にあたり機械的に時間外労働の長さだけで判断されていた傾向を改める主旨で行われました。

近年の多様な働き方の変化も改定に影響していると考えられます。

また新たな対象疾病として「**重篤な心不全**」が追加されました。

企業としては、時間外労働の管理に加えて、追加された負荷要因への対応にも目配りが必要となっていくでしょう。

### 労務Room Q & A

Q

新たな認定基準で示された「これに近い時間外労働」とは何時間程度を指しているのですか？

A

今回の改定認定基準では明確な時間数が示されていません。

改定の直前に公表された専門検討会の報告書によると「**1日7～8時間程度の睡眠が確保できていない場合**」や「**1ヶ月の時間外労働がおおむね65～70時間以上**」などの目安が示されています。

# 【知るも、知らぬも】 今月のトピックス

## 「名著休席」の秋

緊急事態宣言が解除されたものの、ことしは遠出もなく、ハロウィンもなく、読書の秋となりました。印象に残った本を3冊をご紹介します。

『近代日本の国家構想』（坂野潤治・岩波現代文庫）は、総裁選と総選挙のニュースが連日報道されるなかで手にした一冊です。明治維新から日中戦争まで、近代の政治思想家が提唱・模索した国家構想（議院内閣制、二大政党制、普通選挙制度の導入など）は、小選挙区制度の弊害、単独政党による長期政権、1票の格差などの課題を抱える現代にも解決の糸口が隠されているような気がします。

『燃えよ剣』（司馬遼太郎・文芸春秋）は、映画化を機に書店で新装版が並んでいたのを見かけて久しぶりに読み直しました。「鬼の副長」と恐れられた新選組の硬骨漢・土方歳三が、お雪さんの前では切ないぐらいに初心な男に変わりはてる姿に、何度読んでも萌え（燃え）ます。

『行動経済学の使い方』（大竹文雄・岩波新書）は、私たちがモノやサービスを利用するときに価格や品質だけでなく、「ナッジ」と呼ばれる行動を促すアプローチが影響していると説きます。企業が社労士に仕事を依頼される本質に少しでも迫りたいと思って読んでみました。

来年こそは「名所旧跡の秋」といきたいものですね。



## 【魚くん探知記】 今月の一尾

鯖：サバ

サバは学術上、サバ科サバ属に分類されます。“さかなクン”によると、昔々、サバが世界の海を回遊していくなかで魚体が大きくなり、筋肉質になっていったことでカツオやマグロが誕生したそうです。調べてみたら、確かにいずれもサバ科でした。

健康志向の高まりからの鯖缶ブームは、ご記憶に新しいでしょう。青魚に多く含まれるEPAやDHAは血液をサバサバ、いやサラサラにします。

サバの味噌煮が恋しい季節になってきました。



## 【一劇必撮】 今月の一枚



京都・下加茂神社

## 発行

### みくら社会保険労務士事務所

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-15

天翔代々木ビル2階

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-3370-3733

URL : <http://www.mikura-sr.com>

Mail : [mikura@mikura-sr.com](mailto:mikura@mikura-sr.com)

個人情報の保護に敏感です



SRP II  
認証事務所



SECURITY ACTION  
自己宣言者

セキュリティ対策自己宣言